

明治大学国際日本学部長 殿

私は、国際日本学部のアカデミック 留学・インターシッププログラム出願及び参加にあたり、下記に記載されている諸事項を理解し、同意することを誓約します。誓約事項に反した場合に、参加資格が取り消されたり、国際日本学部(以下本学部という。)の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

アカデミック 留学・インターシッププログラムに出願するにあたり理解する事項

1. 本誓約書上の保証人とは、本学部の学籍上に登録されている保証人である。
2. プログラム派遣候補者として選抜された後は、本学部が正当と認めたとき以外辞退は認められない。
3. 募集要項記載事項および参加にかかる経費を渡航前に用意する必要性を理解し、事前に保証人の了解を得て出願する。また、留学にかかる所定の費用は、必ず定められた期日までに支払う。
4. 授業料負担型のアカデミック 留学・インターシッププログラムに参加する場合は、留学先機関の学費と明治大学における学費の両方を負担しなければならない。
5. 書類選考及び面接選考の上、参加の是非が判断される。
6. 留学先機関の所在する国・地域の安全上の状況や留学先機関の都合等によっては、本学部の判断により派遣の中止や延期を決定する場合がある。また、状況により帰国勧告を出す場合もある。
7. 本学部において派遣候補者として選抜された者は、留学先機関へ候補者として推薦されるが、留学先機関による受入を保証するものではなく、留学先機関が受入の最終決定を行う。
8. 予定していた履修科目が、留学先機関の都合により、事前の予告なしに変更される場合がある。
9. 本学部で定める留学期間は、留学先機関でのオリエンテーション開始日から授業終了日までを指し、実際の日本出国日から日本帰国日までとは異なる。また、日本出国日については、留学期間開始日より数日以内での設定を推奨し、日本帰国日については、原則として授業、試験終了後1か月以内とする。なお、留学期間の前後に起こりうる全ての事象に対する責任は参加者自身が負うものとする。
10. 留学期間は、明治大学における1学期間(2学期制大学の秋学期若しくは春学期、又は4学期制大学の秋学期と冬学期)、又は1学年間(2学期制大学の秋学期と春学期、2学期制大学の秋学期、春学期及び夏学期、4学期制大学の秋学期、冬学期及び春学期、又は4学期制大学の秋学期、冬学期、春学期及び夏学期)である。
11. 留学開始前の夏学期授業履修は、明治大学における夏季休業期間中に限り、自己責任により参加は可能であるが単位認定の対象とはならない。
12. 現在、留學生活に適応できる健康状態である。また、既往症や治療中の疾病がある場合は、必ず事前に本学部(中野教務事務室及び中野教育研究支援事務室国際連携部門)に申告し、医師及び保証人等による参加同意書を提出する。
13. 留学先機関で修得した単位は、帰国後明治大学に申請する必要がある。留学先機関で修得した単位数が、そのまま明治大学の単位として認定・計上されるとは限らない。また、単位認定方法に関する詳細は、参加確定後に配付される別紙「海外留学単位認定の手引き(国際日本学部)」に記載されている内容を確認する。
14. 留学参加者に向けたガイダンス等は参加必須である。なお、やむを得ず欠席した場合には、学生本人の責任において情報収集を行う。
15. 国際日本学部外国留学奨励助成金について、助成対象者は成績や面接内容等の総合評価で選抜されるため、申請をした全員が助成金を受給できるとは限らず、給付額は留学期間や留学費用、成績に応じて異なる可能性がある。

参加確定後に必要な手続きに関する事項

16. 参加に必要な諸手続き(パスポートや査証の取得、費用支払い、保険加入、留学手続、航空チケットの手配等)を学生本人が責任をもって確認し、不備なく、指定期日までに行う。また諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加資格が取り消される場合がある。
17. 留学先機関からの入学許可受領後は、本学において留学に必要な諸手続き(本学部における留学手続、明治大学における奨学金受給に関する手続き、その他資格課程に関する手続き等)を責任をもって確認し、不備なく、指定期日までに行う。
18. 留学先機関から要請がある場合には、本学部が指定する航空便を利用する。特に指定がない場合は、学生本人で航空券を手配する。
19. 日本出国日から日本帰国日までを保険期間とする本学部の指定する海外旅行保険への加入及び危機管理支援サービスの登録を行う。なお、日本にて海外旅行保険に加入した場合であっても、留学先機関が指定する保険への加入が求められた場合は、双方の保険に加入する。

- 20. 留学応募書類やその他提出書類に記載された個人情報、渡航や参加手続きの目的のため、留学先機関、海外旅行保険会社、旅行会社、航空会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用される。
- 21. 応募受付期間終了後は、留学期間の変更はできない。

アカデミック 留学・インターシッププログラム期間中に関する事項

- 22. 留学期間中は、滞在国の法令、本学部及び留学先機関の規則を遵守し、指導教員、留学担当者等の指示に従うこと。また、自覚と自己の責任において、明治大学の学生として恥ずかしくない行動をとること。
- 23. 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学部は一切責任を負わない。
- 24. 留学期間中、留学先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
- 25. 留学期間中、留学先機関で定める居住先がある場合は、その居住先に滞在する。特に指定がない場合は、学生本人で居住先を手配する。なお、授業、試験終了後に引き続き現地に滞在する場合には、学生本人が滞在先を手配し、速やかに本学部（中野教務事務室及び中野教育研究支援事務室留学担当部門）に申し出ること。
- 26. アカデミック 留学・インターシッププログラムの趣旨を理解し、留学先機関では学業等に励み、課外活動は勉学に支障のない範囲とする。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。この場合、奨学金返還、留学後の単位移行手続きが認められない等の措置があること及び途中帰国に伴い発生した費用等について、本学は責任を負わない。
- 27. 留学期間中に留学先機関の国・地域の安全上の状況によって途中帰国勧告を本学部が出した場合は、速やかにその指示に従う。その場合に発生した帰国に係る費用は、学生本人が全て負担する。
- 28. 留学期間中、海外旅行保険等の適用に制限がでるような危険を伴う活動（車・オートバイの運転を含む）を行わない。
- 29. 留学先到着後速やかに本学部（中野教務事務室及び中野教育研究支援事務室国際連携部門）への現地到着報告を行い、留学期間中は、滞在先や航空便に変更が生じた場合等、速やかに本学部（中野教務事務室及び中野教育研究支援事務室国際連携部門）に報告する（旅行も含む）。

アカデミック 留学・インターシッププログラム終了後に関する事項

- 30. 帰国後は速やかに本学部（中野教務事務室及び中野教育研究支援事務室国際連携部門）において所定の帰国手続きを行い、アンケートへの回答や報告書の作成を行う。
- 31. 提出された個人情報を、明治大学又は本学部が主催・共催する留学説明会への協力依頼時や、留学体験談執筆依頼時等に利用する場合がある。
- 32. 明治大学又は本学部が主催・共催する留学説明会への協力依頼や留学体験談執筆依頼等があった際には、積極的に協力する。

以上

【学生記入欄】

署名日： 年 月 日

学生氏名	所属学部・学年・組・番号	学生番号
Ⓜ (学生自署)	学部 年 組 番	

【保証人※記入欄】 ※本誓約書上の保証人とは、入学手続き時に本学部に登録した保証人です。

保証人は、上記誓約書に記載されている事項及び学生本人の留学に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。
(保証人自筆のこと)

署名日： 年 月 日

保証人氏名	続柄	電話番号
Ⓜ (保証人自署)	(学生とは別の印を押してください)	- -
住所		
〒 -		